

在宅事前訪問事業

1 背景

国が目指している2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、質の高い在宅医療の仕組み作りが求められている。薬剤師は薬に関わる医療職として、地域においてその職能を発揮する必要がある。京都において、これまでの事業から、薬局ごと、地域ごとのポテンシャルが大きくことなること及び府民、多職種等に対し自ら働きかける意識が低く、受け身である事がわかった。その結果、在宅業務が進まない、特に薬剤師の在宅での仕事が多職種に見えていないなどの要因で、薬剤師による訪問薬剤師管理指導が十分に活用されていない現状にある。そこで、今年度は多職種に在宅で服薬管理に不安のある患者さんの紹介を頂き、薬剤師による「在宅事前訪問事業」を実施し、多職種に薬剤師の在宅業務の理解を頂き、訪問薬剤師管理指導の推進を図る事とした。

2 目的

居宅等での服薬管理が困難な在宅患者に対して、多職種からの依頼・紹介に基づく薬剤師の「在宅事前訪問」を実施し、薬剤師の在宅業務の有用性を検討する。

3 実施方法

(1) 実施地域 舞鶴薬剤師会、山科薬剤師会 中京薬剤師会

(2) 実施期間 平成30年8月～平成30年11月

(3) 事業内容

- 病院薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー・在宅医療関係者より薬剤師の在宅訪問が必要な患者さんの紹介をお願いする。(服薬管理に問題がある患者)
- 病院薬剤師の役割：地域連携室と協力し、退院患者の服薬管理の確認と、退院時共同指導への参加と共に、薬局薬剤師の参加調整を行う。
- 薬局薬剤師の役割：多職種と顔の見える関係を構築し、薬剤師による訪問薬剤師管理指導の理解及び本事業の周知を行い、在宅事前訪問事業を実施する。
- 事業説明会の開催

(事業実地手順)

【地区薬剤師会】

1. 区市医師会、区市歯科医師会、訪問看護師、ケアマネジャー等への説明・協力依頼
会員に対する説明会等開催

- ① 区市医師会、区市歯科医師会への事業について説明・協力依頼
- ② 訪問看護師、ケアマネジャー等への事業について説明・協力依頼
・事業内容及び在宅医療における薬剤師活用のメリットを説明する。

- ③ 薬局・薬剤師への説明会
 - ・事業内容、手順、資材について説明する。
 - 2. 薬局（薬剤師）による事業実施（9月～11月）
 - 可能な限り「事前訪問」を9月、10月に実施し、11月を訪問看護師・ケアマネジャー等による評価期間とする
 - 3. 報告書の取りまとめ（担当地区薬剤師会）
 - 4. 報告書等の提出（京都府薬剤師会）
- 個人情報取り扱いには注意を払うこと。

【薬局】

1. 説明会への参加
2. 資材等の準備
 - 調査表等を準備する。
 - 対象患者紹介を依頼する訪問看護師・ケアマネジャー等を選定する。
3. 事業の実施
 - 訪問看護師・ケアマネジャー等から対象患者が紹介される。
 - 薬局（薬剤師）と紹介者（訪問看護師・ケアマネジャー等）が連携して訪問・患者支援を実施する。
4. 報告書の提出

4 事業結果のとりまとめ

調査項目

基本項目：性別・年代・訪問回数・訪問時間・移動手段・居住形態・依頼提案者等

I. 実施件数

- ① 薬剤師事前訪問実施数 ② 薬剤師事前訪問後、在宅訪問に移行した件数
- ③ 薬剤師事前訪問の要請があったが実施に至らなかった件数 ④ 薬剤師事前訪実施せず在宅訪問となった件数

II. 実施した具体的な内容

III. 訪問課題の達成度

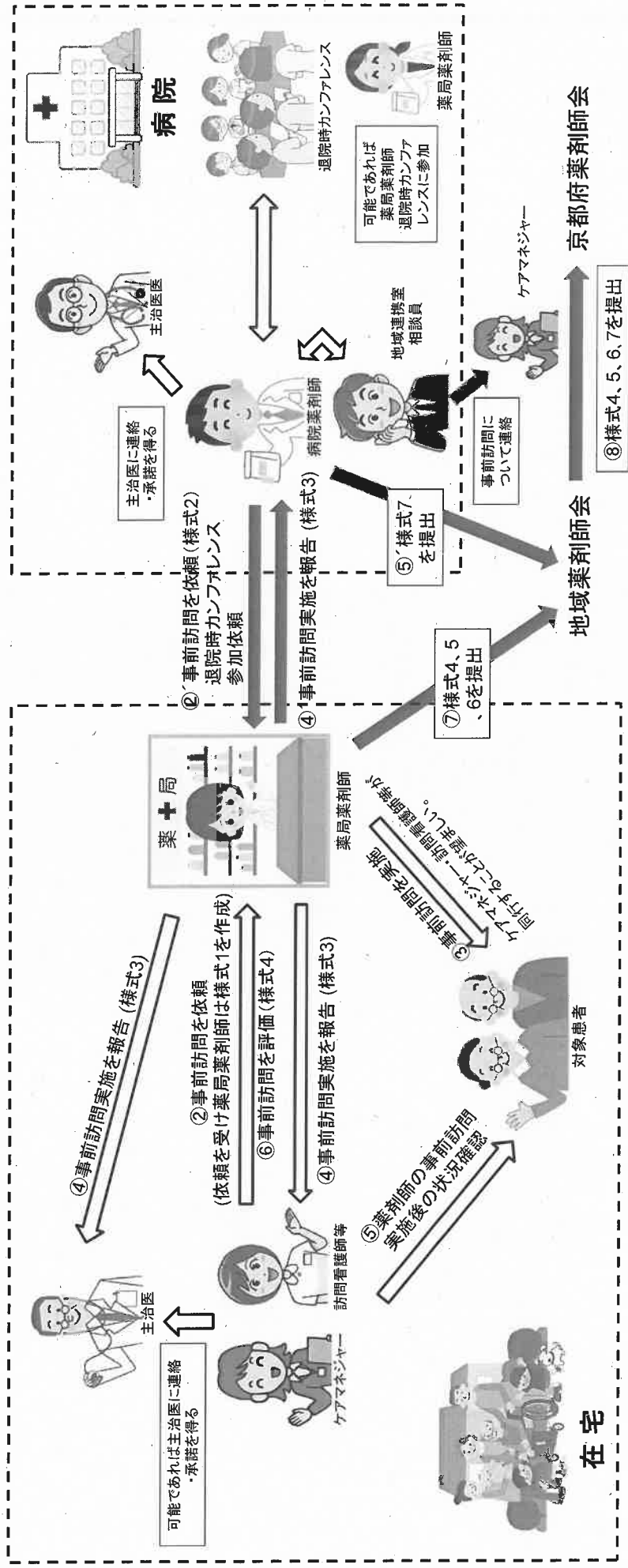
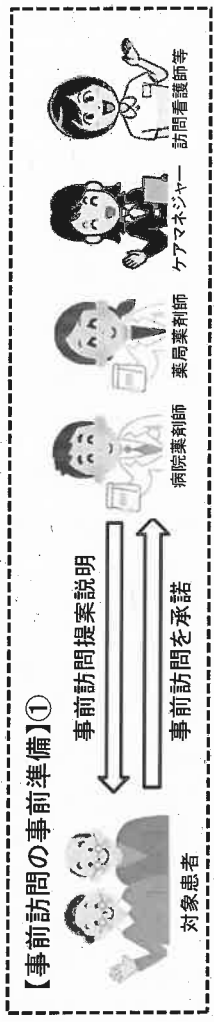
評価：多職種（医師・訪問看護師・ケアマネジャー等）

1. 総合評価（薬剤師訪問前後で評価してもらう）
 - (1) 薬の服用状況
 - (2) 薬の管理状況
 - (3) 残薬の状況
2. 薬剤師の事前訪問実施後の状況
3. 薬剤師の訪問介入の必要性について

平成30年度「患者のための薬局ビジョン推進事業」【薬剤師の事前訪問実施フローチャート】

○既に訪問を実施している患者は、本事業の対象としない。

○本事業の実施期間は平成30年8～11月とする。
(事前訪問を9～10月に実施し、11月を評価期間とする。)



「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

